

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学利益相反マネジメント規程

令和3年4月1日 規程第36号

(目的)

第1条 本規程は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学（以下、「本学」という。）における産学官連携活動において、利益相反の諸問題に適正に対処することにより、利益相反による弊害を未然に防止するとともに、社会への説明責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において「利益相反」とは、次に掲げる状況をいう。

- (1) 教職員等又は本学が産学官連携活動に伴って得る利益と、教育・研究という本学における責任が衝突・相反している状況
- (2) 教職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、本学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状況

2 本規程において「利益相反マネジメント」とは、利益相反に関する諸問題に適正に対処し、未然に利益相反による弊害の防止を図ることをいう。

3 本規程において「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 本学の役員及び職員
- (2) その他第5条に定める利益相反委員会が指定する者

(利益相反マネジメントの対象者)

第3条 本学における利益相反マネジメントの対象者は、本学の教職員等とする。

(利益相反マネジメントの対象)

第4条 利益相反マネジメントは、次の各号のいずれかに該当する場合を対象とする。

- (1) 教職員等が、学外に対して産学官連携活動（企業等との兼業、共同研究、受託研究等）を行う場合
- (2) 教職員等が、産学官連携活動に係る企業等から一定額以上の金銭（給与、謝金等）又は便益（物品、設備、人員等）の供与若しくは株式等の経済的利益（公的機関から受けたものを除く。）を得る場合
- (3) 教職員等が、前号の企業等から一定額以上の物品・サービス等を購入する場合
- (4) 教職員等が、学生等（第3条の「教職員等」に該当しない者）を産学官連携活動に従事させる場合
- (5) その他次条に規定する利益相反委員会を対象とすることを定めた場合

(利益相反委員会)

第5条 利益相反マネジメントを実施する組織として、本学に利益相反委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事(総務担当)
- (2) 研究科長
- (3) 図書館長
- (4) 教授のうち学長から選出された者
- (5) 准教授又は講師のうち学長から選出された者
- (6) 大学事務局長
- (7) 学長が指名する外部委員

(委員会の審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反による弊害を抑えるための施策に関する事項
- (2) 利益相反に関して個々のケースが大学として許容できるかどうかの審議及び必要な勧告等に関する事項
- (3) 利益相反マネジメントのための調査に関する事項
- (4) 利益相反の情報公開に関する事項
- (5) 利益相反マネジメントポリシー及び本規程の改廃に関する事項
- (6) その他利益相反に関する重要事項

(利益相反マネジメントのための調査)

第7条 前条第3号の調査は、次に掲げる方法により実施する。

- (1) 研究を行う教職員等は、委員会が定める方法により利益相反自己申告書を作成し、学長に提出する。
- (2) 学長は、利益相反行為の認否について利益相反委員会に諮問し、審議の結果について答申を受けた後、研究実施の承認の判断を行うものとする。
- (3) 研究を行う教職員等は、研究が年度を越えて継続している場合は毎年1回、学長を通じ委員会に利益相反自己申告書を提出する。
- (4) 研究を行う教職員等は、本人、配偶者及び一親等内の親族の得る経済的利益や経営関与の態様に変更があった場合は、直ちに学長を通じ委員会へ申告書を再提出する。
- (5) 学長及び委員会委員は、委員就任時等において、委員会の定める方法により利益相反の報告を行うものとする。
- (6) 委員会委員は当該研究に関係する企業等と利益相反がある場合はその審査に加わらない。

(審議等の手続)

第8条 委員会は、前条の規定により実施した調査に基づき、教職員等の利益相反に関して大学として許容できるか否かについて審議する。

2 委員会は、前項の規定による審議の結果、必要と認められる場合は、関係する教職員等に対して利益相反に関する勧告等を行う。

3 委員会は、前2項に規定する審議の結果及び勧告等の内容について、当該教職員等に速やかに通知するものとする。

4 委員会は、第2項の勧告等を行った場合、当該教職員等の状況を追跡調査するものとする。

5 第2項の委員会の勧告等に不服がある当該教職員等は、申出により委員会に再度審議を求めることができる。この場合において、委員会は、第5条第2項第7号に規定する者以外の外部専門家の意見を踏まえて審議を行い、委員長が最終決定を行う。

6 前項の決定があった場合は、委員会はその遵守状況を追跡調査するものとする。

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置き、図書館長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(定足数及び議決)

第10条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

(代理者)

第11条 委員会への代理者の出席は認めない。

(委員以外の者の出席)

第12条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(利益相反自己申告書等の保存)

第13条 委員会は、提出された利益相反自己申告書等を秘密書類として管理及び保存する。

(情報の公開)

第14条 委員会は、社会に対する説明責任を果たすため、本学の利益相反に関する情報を必要な範囲で学外に公表する。

2 委員会が許容し得ると判断した利益相反及びその行為については、これに係る学外からの調査等に対して、委員会が対応する。

3 委員会は、学外への情報公開にあたって、教職員等その他の者の個人情報

の保護に留意するものとする。

(研修の実施)

第 15 条 委員会は、教職員等に対し、適宜研修会を開催する。

(庶務)

第 16 条 委員会の庶務は、教務課において処理する。

(守秘義務)

第 17 条 委員会の委員は、その任期中及び任期満了後において、第 14 条に規定する公開情報を除き、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、第 12 条の規定により委員会に出席を求められた者及び委員会の事務に携わる者について準用する。

(その他)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、委員会が定める。

(規程の改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。